

令和4年度

第1回和泉市社会教育委員会議

資料

(和泉市教育委員会生涯学習部)

【和泉市社会教育委員名簿】

(順不同・敬称略)

No.	氏名	所属	備考	任期
1	しますえ けいこ 島居 佳子	和泉市小学校校長会	1号委員 (学校教育関係者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
2	かつらぎ まさゆき 葛城 雅之	和泉市中学校校長会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
3	うえにし けいこ 上西 恵子	和泉市文化協会	2号委員 (社会教育関係者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
4	こまさわ しげのぶ 駒澤 重信	和泉市青少年指導員協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
5	おおば みえ 大場 美枝	和泉市こども会育成連絡協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
6	かなたに ただお 金谷 忠男	和泉市スポーツ推進委員協議会		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
7	つじもと ひさこ 辻本 久子	和泉市PTA協議会	3号委員 (家庭教育の向上に資する 活動を行う者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
8	いわた こう 岩田 考	桃山学院大学 (社会学部教授)	4号委員 (学識経験者)	令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
9	みずぬま ゆひろ 水沼 友宏	桃山学院大学 (経営学部講師)		令和4年8月1日から 令和6年7月31日まで
10	該当者なし	公募による市民	5号委員	—

【和泉市社会教育委員に関する条例】

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会に、社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

(定数)

第4条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(その他必要な事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【社会教育法】 抜粋

第四章 社会教育委員

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(削除)

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【和泉市社会教育委員会議規則】 抜粋

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市社会教育委員に関する条例（昭和45年和泉市条例第7号）第6条の規定に基づき社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26教委規則6・一部改正)

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による議長、副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(平26教委規則6・一部改正)

(議長及び副議長の職務)

第3条 議長は、会議を招集しこれを主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し議長に事故がある時、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要ある場合に招集するものとする。

2 会議の招集は、開催の日時、場所及び付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第5条 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

教育委員会事務局行政機構図

令和4年4月1日現在

() 内は職員数

〔教育・こども部〕(343)

教育次長兼部長
教育指導監
次長(学校教育担当)
学校園管理室長
学校教育室長
こども未来室長

並木 敏昭
上田 茂幸
鍛治 公哉
佐々木 敦
阪下 誠
西川 加恵

教育総務課 (4)
課長(兼) 鍛治 公哉
課長補佐 大西 薫
総括主幹 岩井 靖久

総務係 (1)
係長(兼) 岩井 靖久

企画係 (1)
係長 小路 佑樹

教育長の秘書に関する事。
教育長の渉外及び交際に関する事。
教育委員会の庶務に関する事。
教育委員会の会議に関する事。
教育委員会規則の制定及び改廃に関する事。
公告式に関する事。
教育委員会に対する請願及び陳情に関する事。
儀式及び表彰に関する事。
教育広報及び教育行政の相談に関する事。
公印の保管に関する事。
各種調査及び統計(他の所管に係るものを除く)に関する事。
教育施策の企画立案及び総合調整に関する事。
特命事項の調査研究及び総合調整に関する事。
教育委員会評価委員会に関する事。
部内の連絡及び調整に関する事。
他の部、室、課及び係の所管に属さないこと。

学校園管理室 (19)
室長 佐々木 敦

教育施設担当(10)
課長 大内 浩平
総括主幹 蓮池 昌司
総括主幹 川野 章
総括主幹(併) 石田 雅士

営繕・工事G (3)
庶務G (2)

小中一貫校建設G (1)
— 総括主査 正心 翼

学校、公立幼稚園及び保育所の施設整備に関する事。
学校、公立幼稚園及び保育所の施設整備国庫補助事務に関する事。
学校、公立幼稚園及び保育所の施設管理及び使用に関する事。
学校、公立幼稚園及び保育所に係る物品の購入、修繕及び借入に関する事。
学校、公立幼稚園及び保育所に係る物品の保存及び記録に関する事。
学校、公立幼稚園及び保育所の教材備品の整備に関する事。
学校、公立幼稚園及び保育所の財産に関する事。
用務員に関する事。

保健給食担当(8)
課長 濱田 直美
総括主幹 瀧 裕司

給食G (4)

保健G (2)

学校医、公立幼稚園及び保育所の園医に関する事。
児童、生徒及び園児の健康管理に関する事。
児童の保健体育行事に関する事。
その他学校、公立幼稚園及び保育所の保健に関する事。
学校、公立幼稚園及び保育所の給食の運営に関する事。
学校及び公立保育所の給食用物資の購入に関する事。
学校及び公立保育所の給食の献立作成に関する事。

学校及び公立保育所の給食調理に関すること。
 学校及び公立保育所の給食施設に関すること。
 学校及び公立保育所の給食調理員及び栄養士に関すること。

小学校20校 (49) (調理員37・用務員12)
中学校9校 (13) (調理員4・用務員9)
義務教育学校1校(1) (用務員1)
幼稚園2園
保育園9園 (26) (栄養士5・調理員15・用務員6)

学校教育室 (28)
 室長 阪下 誠

教育指導担当 (15) — 学務G (8)
 課長 西村 政秀 総括主査 藤原 利依
 総括参事 武市 久美子
 総括主幹 仲谷 美智子
 主幹 水田 基信
 主幹 平松 直記
 主幹 上利 紀史
 主幹 日見 全登

教育課程編成の指導に関すること。
 学習指導及び生徒指導等の指導に関すること。
 保健体育の振興及び行事に関すること。
 給食の指導及び助言に関すること。
 児童生徒の支援に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
 教育に関する資料の収集及び作成に関すること。
 学校基本調査に関すること
 適正就学に関すること。
 義務教育対象児童及び生徒の転出、転入及び就学に関すること。
 就学奨励に関すること。
 教科書無償給与に関すること。
 学校教育機関の設置、廃止及び運営に関すること。

教職員担当 (3)
 課長 鈴木 俊孝
 主幹 大谷 正広
 主幹 三輪 誠

教職員の人事及び服務に関すること。
 教職員の給与及び福利厚生に関すること。
 教職員が組織する職員団体に関すること。
 教職員の健康管理に関すること。

人権教育担当 (4)
 課長 永井 敬
 参事 仲谷 正太郎
 主幹 前屋舗 剛史
 主幹 涌田 光世

人権教育の推進及び調整に関すること。
 学校における人権教育の指導及び助言に関すること。
 特別支援教育の推進に関すること。
 人権教育の資料収集及び刊行に関すること。
 進路指導に関すること。
 子どもの夢応援奨学基金の管理運営に関すること。

教育センター (5) — 総括主査 田中 孝子
 所長 隅埜 哲弥
 参事 古川 ルミ
 主幹 石川 初江
 主幹 五島 剛志

教職員の研修に関すること。
 教科書その他教材の調査及び取扱いに関すること。
 教育相談及び事例研究に関すること。
 教科書センターの管理運営に関すること。
 適応指導教室の運営に関すること。
 学校教育及び教育の研究推進の指導及び助言に関すること。
 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に

関すること。
その他学校教育及び教育の研究推進に関する
こと。

こども未来室(19)
室長 西川 加恵

幼保運営担当(7) ———— 総括主査 中 啓
課長 桶上 征史
総括主幹 北野 剛司

保育の利用に関する
こと。
公立保育所の使用料の徴収及び
収納に関する
こと。
私立保育所の使用料の徴収及び
収納に関する
こと。
子どものための教育・保育給付に
関すること。
子育てのための施設等利用給付に
関すること。
特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する
こと。
公立幼稚園及び保育所等の設置、
廃止及び運営に関する
こと。
私立保育所等の設置運営に関する
こと。
私立幼稚園に関する
こと。
幼保一元化施策に関する
こと。

幼保育成担当(11)
課長 山本 暢子
参事 東野 光代
総括主幹 北橋 尚子
総括主幹 辻野 美香
総括主幹 高木ますみ

幼保育成G(4)
主査 北田 典子
主査 角谷 恵理
主査 池辺 小百合

幼児教育及び保育に係る専門的、
技術的事項の調査研究に関する
こと。
幼児教育及び保育に係る研修及び
指導に関する
こと。
公立幼稚園及び保育所の人事（用
務員、調理員及び栄養士を除く）
幼児教育及び保育における人権教
育・保育推進に関する
こと。
幼保一元化施策に関する
こと。

学童保育G(2)

留守家庭児童会に関する
こと。
放課後子ども教室推進事業に関
する
こと。

幼稚園2園(9)
(園長2、教頭2、
教諭5)

保育所9園(172)
(園長9、副園長
10、保育士144、看
護師9)

〔生涯学習部〕（37）

部長 辻 公伸
 次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当） 辻野 明子
 生涯学習推進室長（和泉シティプラザ館長） 西田 尚司

生涯学習推進室（22）
 室長（和泉シティプラザ館長） 西田 尚司

生涯学習担当（10） — 総括主査 米田 新
 課長 橋本 吉人 主査 辻 真史
 総括主幹 黒川 亜弓

生涯学習推進プランに基づく事業の推進、総合調整及び進行管理に関すること。
 生涯学習情報の収集、提供及び学習相談に関すること。
 文化芸術の振興に関すること。
 社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。
 社会教育団体の支援に関すること。
 生涯学習講座に関すること。
 識字施策の推進に関すること。
 青少年問題協議会に関すること。
 青少年の健全育成に関すること。
 家庭教育の充実に関すること。
 コミュニティセンターに関すること。
 生涯学習センターに関すること。
 青少年の家に関すること。
 槇尾山森林浴コースに関すること。
 国際交流に関すること。
 読書振興施策の推進に関すること。
 市立図書館に関すること。
 子どもの読書活動推進計画に基づく事業推進及び進行管理に関すること。

スポーツ振興担当（6） — 総括主査 辻 翔太
 課長 山本 国央
 総括主幹 奥田 秀憲

スポーツ推進基本計画に基づくスポーツ施策の企画及び推進に関すること。
 スポーツ・レクリエーション活動の振興に関すること。
 スポーツ推進委員に関すること。
 社会体育団体の支援及び育成に関すること。
 学校開放に関すること。
 スポーツ振興奨励費に関すること。
 体育館に関すること。
 運動施設に関すること。
 温水プールに関すること。
 ふれあい広場に関すること。

青少年センター（5） — 総括主査 溝川 智哉
 所長 藤原 寛
 参事 堀内 真弓

青少年センターに関すること。

文化遺産活用課（6）
 課長 森下 徹
 総括参事 乾 哲也
 課長補佐 千葉 太朗

文化遺産活用係（3）
 係長（兼）千葉 太朗

文化遺産の保存及び活用に関すること。
 文化財の調査及び指導に関すること。
 文化財保護委員会及び文化財保護審議会に関すること。
 史跡整備に関すること。
 市史編さん事業に関すること。
 史跡公園に関すること。
 いずみの国歴史館に関すること。
 その他、文化財施設の管理に関すること。

久保惣記念美術館（7）
 館長代理（兼）辻野 明子
 総括参事（兼）副館長 橋詰 文之
 総括主幹 田中 ゆかり

事業振係（5）
 係長 本村 俊也
 総括主査 上仁 理恵子

美術館の維持管理及び使用に関すること。
 美術品等の収集保管及び陳列展示に関すること。
 美術品等の調査研究に関すること。
 音楽活動及び創作芸術の振興に関すること。
 施設の貸与に関すること。
 市民創作教室に関すること。
 その他、美術館に関すること。

令和4年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

(順不同)

社会教育関係団体名		所管課	備考
1	和泉市文化協会	生涯学習推進室 生涯学習担当	令和3年度予算額 14,010,000 円 令和4年度予算額 14,010,000 円
2	和泉市青少年指導員協議会	生涯学習推進室 生涯学習担当	令和3年度予算額 1,769,000 円 令和4年度予算額 1,769,000 円
3	和泉市こども会育成連絡協議会	生涯学習推進室 生涯学習担当	令和3年度予算額 1,361,000 円 令和4年度予算額 1,361,000 円
4	和泉市PTA協議会	生涯学習推進室 生涯学習担当	令和3年度予算額 1,453,000 円 令和4年度予算額 1,453,000 円
5	和泉市こども会リーダークラブ	生涯学習推進室 生涯学習担当	令和3年度予算額 1,256,000 円 令和4年度予算額 1,256,000 円

※上記の社会教育関係団体は、社会教育法第13条の規定に基づき補助金の交付を予定している団体

和泉市生涯学習・スポーツ推進計画骨子案について

《概要》

1. 計画策定の背景と目的

本市では、平成14年に「和泉市生涯学習推進プラン」、平成25年に「第2次和泉市生涯学習推進プラン」を策定し、いずみ市民大学の設置など生涯学習施策の推進を図ってきた。また、平成15年に「和泉市生涯スポーツ振興基本計画」、平成25年に改訂版「和泉市スポーツ推進基本計画」を策定し、生活習慣病の予防等も含めたスポーツ施策の推進を図ってきた。このたび、令和4年度に両計画の期間が終了することから、引き続き、生涯学習やスポーツ振興に関わる多様な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これらの計画を改定する。

2. 計画の期間

令和5年度～令和14年度（10年間）

3. 今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|---|
| 令和4年10月 | ○教育委員会第10回定例会
・計画骨子案（意見交換会） |
| 令和4年11月 | ★第3回策定委員会
・パブリックコメントについて
・計画骨子案
○教育委員会第11回定例会
・パブリックコメントについて
・計画骨子案（報告） |
| 令和4年12月 | ◆和泉市議会第4回定例会 厚生文教委員会協議会
・パブリックコメントについて
・計画骨子案（報告） |
| 令和4年12月
～令和5年1月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和5年2月 | ★第4回策定委員会
・教育長への答申について
・パブリックコメント結果について
○教育委員会第2回定例会
・パブリックコメント結果について
・計画骨子案確定 |
| 令和5年3月 | ◆計画策定の議会報告 |

4. 計画骨子案

別冊のとおり